

重要：要請期間延長(終了9月1日(水))に伴う変更点をお知らせします。

注意：支給対象にならない方にも配布している場合がありますので、事前によくお読みください。

小諸市・佐久市・軽井沢町・御代田町・立科町 営業時間短縮等要請店舗対象

令和3年8月17日

新型コロナウイルス拡大防止協力金事業について（予定）

長野県

1 概要

長野県からの時間短縮等の要請期間の延長(延長期間：8月19日(木)～9月1日(水))に応じて、当初の要請期間に引き続き、営業時間の短縮等にご協力をいただき、支給要件に適合する事業者の皆様に、協力金を増額して支給します。

※「信州の安心なお店」認証店については特例措置がありますので『「信州の安心なお店認証制度」認証店舗の時短要請期間中における営業の特例について』をご覧ください。

2 今後のスケジュール

ご注意：要請期間を再度延長した場合は変更になります。

- (1) 要項・申請様式公表 8月末(予定) (県HP掲載、県佐久地域振興局等で配布)
公表数日後に、時短等要請のチラシを送付した方に郵送します。
- (2) 申請期間 9月上旬から2か月程度(予定)
- (3) 支給時期 9月下旬から順次

3 協力金の支給額

売上の規模に応じて1店舗当たり2.5万円/日～7.5万円/日^{*}を増額します。

期間	8月9日～18日(10日間)	8月19日～9月1日(14日間)	全期間(24日間)
合計額	25万円～75万円	35万円～105万円	60万円～180万円

※1日当りの支給額は、店舗の1日当りの売上高に0.3をかけて計算しますが、1日当りの売上高8万3,333円(税抜)以下の場合は支給額2.5万円/日、1日当り25万円(税抜)以上の場合は支給額7.5万円/日とします。また、大企業(資本金5,000万円超かつ従業員50人超(カラオケ店、宿泊業は100人超))及び希望する中小企業の支給日額については、1日当りの売上高の減少額に0.4を掛けて計算します。(上限あり)

注意：増額分については、延長期間中である8月19日(木)～9月1日(水)の全ての日において、営業時間短縮等にご協力いただいた方に支給します。延長の期間中1日でもご協力いただけなかった場合は、増額分は支給できませんので、予めご了承ください。

4 支給対象者

以下の要件を満たし、申請書類(詳細は後日発表)をご提出いただいた事業者

- (1) 指定地域内にある店舗(施設)を管理し経営する事業者(代表者)であること

提出書類(予定)

- 確定申告書類(写)、飲食店営業許可証(写)等
- 経理帳簿(直近及び協力金算定の基となる期間の月締め帳簿等)
- 本人確認書類(個人事業者のみ：運転免許証(写)、健康保険証(写)等)
- 預貯金の通帳(写) ※口座番号、口座名義等を記載したページ

- (2) 酒類を提供する飲食店(飲食専用施設)等において、既に、今回の要請の以前から、午後8時～翌日午前5時の時間帯に、日常的に夜間営業を行っていたこと(通常午後8時までに閉店している店舗、宅配・テイクアウト専門店、露店型店舗、漫画喫茶、インターネットカフェ、宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する施設、キッチンカー形式の店舗には営業時間短縮等の要請をしていませんので、ご注意ください。)

提出書類(予定)

- 店舗名が入った施設の外景の写真、客席が写った施設の内景の写真等
- 要請以前の営業時間が入った看板写真・メニュー(写)・HP画面(紙出力)等
- 酒類の提供実態がわかるメニュー(写)・仕入伝票(写)・HP画面(紙出力)等

重要：要請期間延長(終了9月1日(水))に伴う変更点をお知らせします。

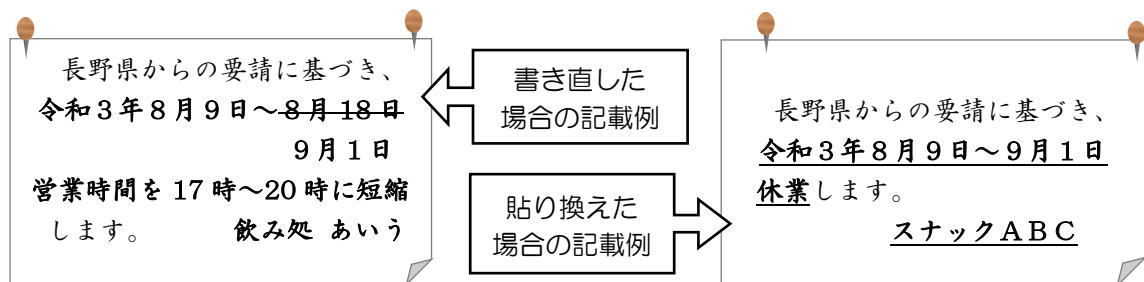
- (3) 要請の以前から必要な許認可等を取得していること。役員及び従業員等が暴力団員等に該当しないこと。

提出書類 ○誓約書(申請書を兼ねた専用様式)、 ○飲食店営業許可証(写)

- (4) 8月9日^{*1}から要請終了日までの全ての日、営業時間短縮等^{*2}を行い、そのことを、店頭貼り紙やホームページ掲載等で外部に周知していること

増額分については、営業時間短縮等の期間を延長したことについて、修正や更新をした貼り紙等で外部に周知していること(記載例参照)

提出書類 ○営業時間の短縮等をお客に周知した貼り紙やHPの画面(紙出力)等

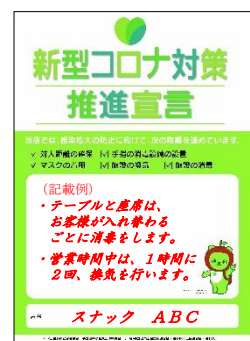


※1 やむを得ない事情により、8月9日あるいは、8月9日及び10日に営業時間短縮等ができなかった場合も、8月11日以降の全ての日に実施していれば、減額の上、協力金を支給します。

※2 時間短縮の場合、店内で飲食したお客が、夜8時までに完全に退店している必要があります。

- (5) 業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナウイルス対策推進宣言」等の表示を行っていること。

- 右のいずれかのステッカー又はポスター(ポスターの場合は、店名及び取組内容を記載)を掲示した写真を提出
- 以下のHP又は商工会議所・商工会にて入手ができます。※「信州の安心なお店」のステッカーは、別途申請手続きが必要になります。



https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html#download

- (6) その他の必要な要件は、申請要項で定めます。

5 お問い合わせ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

- <要請内容について> 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室
- <協力金について> 新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口
- <信州の安心なお店について> 産業労働部 産業政策課 団体・サービス産業振興係

上記内容は予定です。最新の情報については、下記の県ホームページでお知らせします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2108sakuueda.html>